

サンプル利用に関する注意事項

1. DARWINでは利用可能なアーカイブ試料の有無に関わらずサンプルのデータが公開されており、掲載サンプルには既に全量消費されているものや、個別研究者が保持しているもの、公開準備が整っていないものなども含まれる。利用申請において" Available (利用可能サンプル"あり") " の表示が無いサンプルを挙げることはできるが、提供できない場合もあるため、留意すること。
2. 申請時点で公開猶予期間内にある（優先使用权を有する者が別途存在する）サンプルを利用する場合や、利用者自身がその者に連絡し、利用承諾を受けることが必要となることがある。この場合、海洋研究開発機構（以下、「機構」という）は優先使用权を有する者に承諾の有無や利用条件の確認を取った後、利用者にサンプル提供を行う。
3. 当該サンプル提供時の送料および返却時の送料は全て利用者負担とする。利用期間が終了したサンプルについては、機構へサンプルを返却すること。ただし、返却が適当でないと機構が認めた場合は、その限りではない。
4. 当該サンプルの利用により得られた成果には、機構の所有するサンプルを用いた旨を記載し、公表する際には機構が定める様式に従い公表届を提出すること。なお、企業の利用において成果を公表しない場合にも、当該サンプルの利用状況及び当該サンプルを用いた結果について、サンプル利用期間において原則1回以上、文書により機構に報告を行うこと。
5. 当該サンプルの利用により特許等を取得する場合には、機構と別途協議を行うこと。
6. 申請目的外の利用（転用、転載等）は行わない。別目的で利用を希望する際は、新たに申請すること。なお、当該サンプルの再配付等はしないこと。（本申請目的での利用の場合を除く）
7. 貸出期間は原則として1年間とする。期間の延長を希望する場合はその旨を申し出ること。
8. 貸与したサンプルについて、無用の破損、亡失した場合には、速やかに機構に届けること。その後、相当の弁済を要求される場合がある。
9. 学生がサンプルの利用を希望する場合は必ず指導教官と共同で利用申請すること。その際、指導教官を利用申請者とし、学生は共同利用者とする。
10. サンプル・データについて
 - 分析に際して作製された薄片試料や粉末試料は返却しなくてもよいものとする。

- 加熱、消磁、放射線照射などによってサンプルの性質が改変された場合はその旨を申し出ること。
 - 生物学的な分析を含む利用の場合は、生物サンプルの利用申請として扱う。利用の詳細については、海洋生物サンプルデータベースの[「生物サンプルのご利用について」](#)を確認すること。
 - 当該サンプルの利用により得られたサンプルの分析データもしくはそれに代わる利用結果を提出すること。分析データ等の提出があった場合は、機構のWebサイト等で適宜データの公開・提供を行う。
11. 当該サンプルの利用で発生した事故等で利用者が受けた損害について、機構は一切の責任を負わない。
 12. 以上の各項に著しく反する行為と機構が判断した場合には、以後の利用を制限する場合がある。

サンプル利用申請を行った時点で、利用者が上記「サンプル利用に関する注意事項」に同意したものとみなします。本文書は[ダウンロード可能です。](#)